

平成 16 年（行ウ）第 68 号 公金支出差止等請求事件

原 告 村越 啓雄 外 50 名

被 告 千葉県知事 外 2 名

準 備 書 面 (22)

平成 20 年 12 月 17 日

千葉地方裁判所民事第 3 部合議 5 係 御中

被告千葉県知事外 2 名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



被告千葉県知事外 2 名指定代理人

鈴木	信行
川島	雄子



被告千葉県知事指定代理人

高澤	昭
古谷野	己
青木	臣
元吉	博
松丸	忠
永田	一海



被告千葉県水道局長指定代理人

海保	芳久
大類	直樹
高野	幸宏
高橋	豊



被告千葉県企業庁長指定代理人

鈴 鹿	春 雄
柏 原	憲 夫
篠 原	健 一
土 屋	直 隆
平 野	誠 一



ハッ場ダム建設事業に参画することについての利水上の必要性については、被告らの準備書面（10）、同（17）で主張したところであるが（なお、同（20）においてこれらの主張を整理している。）、その後、平成20年9月千葉県（総合企画部水政課。以下「千葉県水政課」という。）において、新たな長期水需給見通しとなる「千葉県長期水需給調査結果」（乙344号証の1・2、乙345号証）を作成公表したことから、その説明を兼ねて、被告らの従前の主張を補充することとする。

なお、上記「千葉県長期水需給調査結果」やハッ場ダム建設事業に参画する利水上の必要性等については、高橋豊陳述書（以下「高橋陳述書」という。乙339号証）、平野誠一陳述書（以下「平野陳述書」という。乙340号証）、松丸忠幸陳述書（以下「松丸陳述書」という。乙341号証）及びこれらの者の証言並びに嶋津暉之氏の意見書に対する被告らの意見書（以下「被告らの意見書」という。乙354号証）のとおりであるが、本書面は、これらを踏まえて、準備書面上での説明を行うものである。

第1 「千葉県長期水需給調査結果」について

1 「千葉県長期水需給調査結果」の作成について

（1）「千葉県の長期水需給」（平成15年1月作成。乙342号証の1～4）の作成後から5年が経過し、この間、需要面では水需要の実績や水需要に関連する各種データが蓄積され、供給面では事業体の利根川上流ダム等の供給施設からの撤退があり、国からは近年の少雨化傾向による上流ダム等の安定供給可能量の低下が示され、また、市町村合併による水道事業の統合も進むなど、水需給を取り巻く状況に変化が生じた。こうしたことから、千葉県水政課は、平成19年度から平成20年度にかけて県内各事業体の水需要見通しと供給量（水源施設）について調査を行い、平成20年9月に「千葉県長期水需給調査結果」（乙344号証の1・2、乙345号証）を作成公表した（松丸陳述書（乙341号証）20頁）。なお、県内各事業体とは、県内6水道事業体（千葉県水道局、千葉市、市原市、香取市、神崎町及び多古町）及び6水道用水供給事業体（北千葉広域水

道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合等。乙292号証34頁参照)並びに1工業用水道事業体(千葉県企業庁)をいう(被告らの意見書(乙354号証)17頁下から14行目「県内4水道事業体(千葉県水道局、千葉市、市原市及び香取市)」は誤記であり、正しくは「県内6水道事業体(千葉県水道局、千葉市、市原市、香取市、神崎町及び多古町)」であり、同52頁下から5行目「県内4水道事業体」は、正しくは「県内6水道事業体」である。)。

(2) 平成20年9月作成の「千葉県長期水需給調査結果」は、平成15年1月作成の「千葉県の長期水需給」(目標年度は平成27年度)に代わる新たな長期水需給見通しとして、基本的に平成17年度までの実績を基に、新たに平成32年度を目標年度として、県全体の水需要及び供給施設の見直しを取りまとめたものである(併せて国が平成20年7月に全面改定した「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(乙346号証の1・2、乙355号証。以下「第5次フルプラン」という。)との関係から平成27年度についても行っている。)。

2 「千葉県長期水需給調査結果」の概要

(1) 平成32年度における水需給の見通しについて

「千葉県長期水需給調査結果」により、平成32年度における水道用水の水需給バランスをみると、県全体の平成32年度の需要予測量約238万4000m³/日に対し、供給量が約266万1000m³/日となり、県全体として需要量を約27万7000m³/日(約12%)上回る計算となる。これに対し、国が第5次フルプラン等で示した利根川水系上流ダム等の安定供給可能量の低下(乙344号証の1、乙303号証乙303号証6-1、6-6頁の表、乙346号証の2)を考慮すると、約28万1000m³/日の供給可能量の低下となり、需要量に対する安定供給可能量は若干(約4000m³/日)の不足が生じる計算となる。八ッ場ダム建設事業への参画と直結するものではないが、このようなことを踏まえると、水需給バランスの上で現在の確保水源は必要と判断されるところである。

また、工業用水の水需給バランスについては、千葉県企業庁の県営工業用水の平成22年度の需要予測量約103万9000m³/日に対し、供給量が約115万1000m³/日となり、需要量を約11万2000m³/日（約11%）上回る計算となる。これに対し、上記した安定供給可能量の低下を考慮すると約13万4000m³/日の供給可能量の低下となり、需要量に対する安定供給可能量は約2万2000m³/日の不足が生じる計算となる。そもそも工業用水の水源は、契約水量を基礎とするものであり、需要予測量を基礎とするものではないが、このような前記水需給バランスの点からも、現在の確保水源は必要なものと判断されるところである（松丸陳述書（乙341号証）20・21頁）。

（2）平成27年度における水需給の見通しについて

第5次フルプランは平成27年度を目標年度としており、「千葉県長期水需給調査結果」では、平成27年度における県全体の水需給推計についても行っている（乙345号証）。その概要は以下のとおりである。

水道用水については、県全体の平成27年度需要予測量約235万m³/日に対し、供給量が約268万7000m³/日となり、県全体として需要量を約33万7000m³/日（約14%）上回る計算となる。これに対し、前記した安定供給可能量の低下を考慮すると、供給可能量は約30万m³/日の低下となり、供給量が需要量を上回るのは約3万7000m³/日（約2%）程度である。また、工業用水については、平成27年度の需要予測量約103万1000m³/日に対し、供給量は約115万1000m³/日となり（被告らの意見書でも述べたが、松丸陳述書（乙341号証）8（2）21頁下から11行目の「需要量103万7000m³/日」及び21頁下から10行目の「供給量は115万7000m³/日」は誤記で、正しくは前者は「需要量約103万1000m³/日」、後者は「供給量は約115万1000m³/日」である。）、需要量を約12万m³/日（約12%）上回る計算となる。これに対し、前記した安定供給可能量

の低下を考慮すると、約13万4000m³/日の供給可能量の低下が見込まれ、需要量に対する安定供給可能量は約1万4000m³/日の不足が生じる計算となる。なお、工業用水は、契約水量を基礎とするものであることは、上記（1）で述べたとおりである（松丸陳述書（乙341号証）21頁）。

（3）今後の課題について

江戸川・中川緊急暫定においては、千葉県水道局が中川のかんがい期における農業用水の還元水を利用しているものであり、平成27年度を目標とする第5次フルプランにおいて、「渴水等緊急時に活用を図る」とされているが（乙346号証の2注7）、不安定な水源となっており、渴水等の緊急時に対応するため、当面の間活用していく必要がある。

また、印旛沼高度利用開発水については、既に千葉県企業庁が暫定豊水水利権により利用しており、引き続き開発水量の確定に向け、国や関係利水者と協議、調整を図り、早期の安定化を実現する必要がある。

地下水施設の老朽化等については、老朽化により取水障害のある井戸や水質面で問題とされる井戸は、徐々に表流水（河川水）への転換が進められているが、暫定井については、上流ダムの工期延期により表流水転換が遅れている。この暫定井については、千葉県環境保全条例に基づき、上流ダムの完成時期に合わせ表流水に転換することを基本とするが、将来は震災等の緊急時の予備水源として活用を図れるよう検討を進めることとしている。

3 県全体の長期水需給見通しと八ッ場ダムとの関係について

千葉県水政課が平成15年1月に作成した「千葉県の長期水需給」（乙342号証の1～4）については、被告らの準備書面（10）、同（17）及び同（20）で述べたとおり、県内各事業体の推計値をとりまとめ、平成27年度における千葉県における水需給の見通しについて推計したものである。他方で、各事業体は、それぞれの給水区域に対し安定供給を責務とする立場を前提に、総合的な判断により水資

源開発を行っているのであり、その結果、各事業体が各給水区域の給水のために八ッ場ダム等の水源を必要としているものであるから、県全体の水需要見通しである「千葉県の長期水需給」の推計値とその後の実績値との間に差が生じたとしても、各事業体が有する八ッ場ダム等の個々の水源についての要不要と結びつくものではない。

さらに敷衍すると、「千葉県の長期水需給」は、関係事業体や国の関係機関と調整するための基礎資料として、また第5次フルプラン策定のための水需給想定調査に対する基礎資料として作成されたものであり、こうした目的から県内各事業体の水需給に関する上位計画ではない上、各事業体に対して、八ッ場ダム等を含めた水源開発事業への参画を決定あるいは強制するものではない（被告らの意見書（乙354号証）35・36頁）。また、平成20年9月に作成公表された「千葉県長期水需給調査結果」は、水の安定供給に向けた今後の施策の基礎資料として活用することを目的としたもので、各事業体の水需給に関する上位計画ではないし、また各事業体に対して水源開発事業への参画を決定等するものではないことは、「千葉県の長期水需給」と同様である。

そして、「千葉県の長期水需給」及び「千葉県長期水需給調査結果」は、県全体から見た水の需要量と供給量のバランスを概観できるものであるが、それらの中のデータから単純に県全体の需要量と供給量（水源量）を比較し、水源の余裕の有無について論じることが妥当でないことは、被告らの意見書（乙354号証45・46頁）で述べたとおりである。仮にこの点を措いても、上記2（1）及び（2）（4～6頁）で述べたとおり、新たな長期水需給見通しである「千葉県長期水需給調査結果」で推計した平成32年度及び平成27年度における県全体の需要量は、現在の水源だけでは満たすことができないと見込まれ、県全体の需要量と供給量（水源量）との計算においても、八ッ場ダムを含め未完成水源を水源として確保することが必要といえるのである。

第2 千葉県水道局の新たな長期水需給の見通しについて

1 千葉県水道局の新たな水需要予測について

千葉県水道局では、水需要予測については、拡張事業等に伴う水道法6条に基づく「事業認可」(長期的な計画)のときと、おおむね5か年ごとに策定している実施計画のときに行っているほか、必要に応じ適宜行っている(高橋陳述書(乙339号証)2頁)。

最近の水需要予測としては、平成17年度の国勢調査結果を受け、平成18年度までの実績データを基に、平成19年度から平成20年度にかけ長期水需要予測の見直しを行ったが、この見直しの間に千葉県水政課からの調査依頼があったため、平成20年5月に新たな水需要予測を作成し、同課へ回答した(以下「平成20年水道局推計」という。乙343号証)。平成20年水道局推計の推計値は、前記「千葉県長期水需給調査結果」(乙344の1及び2、乙345号証)に反映されている。

平成20年水道局推計の作成に当たっては、平成19年度において、コンサルタント会社に平成18年度までの実績データを基に高位と低位の2ケースの推計を業務委託し、その推計結果を基に、千葉県水道局は、景気の動向やライフスタイル等の変動要因等の不確定要因を踏まえ、長期的な水需要の予測を行った。なお、平成20年水道局推計の時点(平成20年5月)では、供給面について、第5次フルプランが決定されておらず、上流ダム等の安定供給可能量の低下を踏まえた水源量について検討中であったため、同推計は水需要予測にとどまっているが、平成20年7月11日に第5次フルプランが公示されたことを受け(乙355号証)、千葉県水道局では、後記3に述べるとおり、上流ダム等の安定供給可能量の低下を踏まえた上で、八ッ場ダム等の水源が必要であることを確認している。

2 平成20年水道局推計の概要について

平成20年水道局推計(乙343号証)は、ほとんどの水道事業体が依拠している「水道施設設計指針」(平成12年3月(社)日本水道協会発行。乙300号証)に準拠して行われているが、特に有収水量

(給水量のうち料金徴収の対象となる水の量) の約 8 割を占める生活用水の動向が重要であるため、生活用 1 人 1 日 平均使用水量 (生活用原単位) については、実績データ、水需要構造の分析、アンケート調査など水需要に与える要因の調査 (水需要構造調査) を行い、それらの調査結果等を踏まえて水需要構造式を作成し、慎重な推計を行っている (高橋陳述書 (乙 339 号証) 3・4 頁)。

その結果、1 日最大給水量の推計値は、平成 27 年度は 111 万 3 100 m³ / 日、平成 32 年度は 112 万 9500 m³ / 日、平成 37 年度は 113 万 4300 m³ / 日となった。

(平成 18 年度実績 : 101 万 2970 m³ / 日、平成 13 年 7 月に千葉県水政課へ回答した「長期水需要の見通しと供給計画について」(以下「平成 13 年回答」という。乙 266 号証) の平成 27 年度推計値 : 126 万 m³ / 日)

なお、平成 20 年水道局推計 (乙 343 号証) の推計方法については、被告らの意見書 (乙 354 号証 8 ~ 10 頁) において述べたとおりであり、各推計項目 (給水区域内人口、給水普及率、生活用原単位 (生活用 1 人 1 日 平均使用水量)、生活用水以外の水道用水、有収率及び有効率、負荷率) の概要については、被告らの意見書 (乙 354 号証 10 ~ 12 頁) において述べたとおりである。

3 千葉県水道局がハッ場ダム等の水源を必要とすることについて

(1) 水道用水の水需要予測は、将来の 1 日最大給水量を推計するものであり、1 日最大給水量の平成 27 年度推計値について、平成 13 年回答 (126 万 m³ / 日) と平成 20 年水道局推計 (111 万 3100 m³ / 日) のそれぞれの推計値を比べると、平成 20 年水道局推計の推計値は 14 万 6900 m³ / 日の減となっている。

一方、千葉県水道局の確保した水源量 123 万 8600 m³ / 日 (高橋陳述書 (乙 339 号証) 8 頁) については、国が第 5 次フルプラン等で示した利根川水系上流ダム等の近年 20 年で 2 番目の渴水年における安定供給可能量 (近 2 / 20) を考慮すると、計画開発水量の約 86 % に低下することが想定されている (乙 344 号証の 1)。

乙303号証6-1、6-6頁の表。なお、乙346号証の2には、乙303号証6-6頁の表と同様に、各ダムの計画供給量と安定供給可能量（近2／20）が示されている。）。すなわち、各ダム等の安定供給可能量を基にすると、千葉県水道局の安定供給可能量は106万6700m³/日にまで低下することとなるため、千葉県水道局の上記確保水源（123万8600m³/日）では、上記平成27年度1日最大給水量（111万3100m³/日）を満たすことができず、供給すべき水が不足するものと見込まれる。こうした事態に対して、千葉県水道局は、渇水等緊急時において活用できるとされる江戸川・中川緊急暫定の水源により、必要水量を確保する予定としている。このように、千葉県水道局が確保した安定水源（123万8600m³/日）は、給水区域への安定供給のために必要であり、上記確保水源に含まれる建設中の八ッ場ダム等の早期完成が望まれるところである。

なお、江戸川・中川緊急暫定については、第4次フルプラン（被告ら準備書面（20）11頁参照。甲17号証）で「その解消を図るものとする。」（乙302号証3頁）とされていたが、第5次フルプランでは、前記のとおり、渇水等緊急時において活用することにより、利根川全体の利水安全度の向上を図るものとされている（乙346号証の2の注7）。

(2)千葉県水道局の水需要予測については、被告らの準備書面(10)、同(17)及び同(20)で述べたとおり、それが過大な予測であるとの非難は当たらないものであるが、結果として予測値とその後の実績値との間に差が生じたとしても、やむを得ないものとして許容されるべきものである。すなわち、水道事業体は、給水区域内の住民に対し、安全で良質な水を常時安定的にかつ確実に供給する責務があり、水需要予測にあたっては、それまでの実績を重視しつつ、水の供給に不足が出ないよう慎重に行うものであることから、こうした予測に対して、結果的に実績値との間に差が生じたとしても、これは実績を重視しつつ水の供給不足とならないよう安全サイドに

立った予測によるもので、やむを得ないことである。

また、千葉県水道局が、給水区域の水需要に対応するための安定水源として、ハッ場ダム等の新規水源開発を必要とすることは、被告らの準備書面（17）及び同（20）で述べたとおりであるが、さらに、前記（1）で述べたとおり、平成20年水道局推計で示された利根川上流ダム等の安定供給可能量の低下を考慮すると、千葉県水道局が確保したハッ場ダムを含む水源量では今後の需要量に対応できないことから、住民生活に支障を及ぼすことなく安定給水を行うためには、少なくとも現在確保しているハッ場ダム等の新規水源開発は必要とされるのである。

第3 千葉県企業庁の工業用水の新たな水需給見通し等について

1 千葉県企業庁の工業用水における新たな水需要予測について

千葉県企業庁の最近の水需要予測としては、平成20年9月に千葉県水政課が作成公表した「千葉県長期水需給調査結果」（乙344号証の1及び2、乙345号証）の資料を提供するため、平成18年度に、平成22、同27、同32、同37年度の水需要予測を行い、平成20年3月に千葉県水政課に回答した（以下「平成20年工水推計」という。乙356号証）ものがあげられる。しかし、千葉県企業庁は、各受水企業が安定的な操業や将来の企業戦略を見定めた上で申し込んだ水量である契約水量を基にして、各地区工業用水道事業ごとに水源を確保しているのであり、ハッ場ダムを水源のひとつとする千葉地区工業用水道事業では、受水企業との契約水量を供給するためにハッ場ダム等の水源を必要としているのである。したがって、工業用水における水需要予測は、あくまで今後の水需給動向を見るための、また、千葉県全体の長期水需給の基礎資料とするためのものに過ぎず、ハッ場ダム建設事業への参画の問題とは関係がないのであるが、以下その概要について参考までに説明することとする。

2 平成20年工水推計の概要について

平成20年工水推計に基づく工業用水の1日最大給水量の推計につ

いては、平成18年度にコンサルタント会社への委託による水需要予測でなされた高位推計、中位推計、低位推計の3つ推計パターンのうち、中位推計を採用し、平成27年度は約103万1000m³/日、平成32年度は約103万9000m³/日、平成37年度は約104万3000m³/日になると推計した（乙356号証表5-5-3）。なお、平成20年工水推計（乙356号証）の推計方法等については、被告らの意見書（乙354号証13・14頁）において述べたとおりである。また、平成20年工水推計（平成20年3月）は、主に工業用水の水需要予測に関するものであり、供給面については、平成20年7月に国が第5次フルプランで示した上流ダム等の安定供給可能量の低下を考慮しても、工業用水の供給への影響は比較的少ないものと見ているが、後記3(3)(13・14頁)で述べる契約水量に対し水源の不足が見込まれる点については、今後の検討課題であると考えている。

3 千葉県企業庁がハッ場ダム等の水源を必要とすることについて

(1) 千葉県企業庁の各工業用水道事業は、被告らの準備書面（17）で述べたとおり、千葉県企業庁と進出企業とが受水契約を結び、契約企業は、施設設備等の建設段階から一定の費用を負担しているが、さらに千葉県企業庁は、被告らの意見書（乙354号証5・6頁）で述べたとおり、個別原価主義のもとで、各地区工業用水道事業ごとに、受水企業からの申し込み水量（契約水量）に基づいて水源を確保し、それぞれ必要な施設（取水、導水、浄水、送水、配水等）の建設を行い、それらを基にそれぞれ工業用水の料金を設定し、各工業用水道事業の水源費、建設費等を、各受水企業の契約水量分の料金から回収している。そして、ハッ場ダムは、千葉地区工業用水道事業の契約水量を満たすための水源として確保したものであり、同地区工業用水道事業の受水企業へ工業用水を供給するために必要な水源である。

(2) 工業用水における水源の融通については、被告らの準備書面（17）及び（20）で述べたとおり、受水企業の意向、水利権の調整

等種々の条件をクリアする必要があり、単純な差し引き計算でできるものではないが、さらに被告らの意見書（乙354号証7・8頁）で述べたとおり、千葉県企業庁の各地区工業用水道事業は、各地区工業用水道事業ごとに給水料金の設定を行うため、その料金は各工業用水道事業ごとに異なり、受水企業は、各地区工業用水道事業ごとに異なった給水料金により契約を結んでいるので、安価な水源から供給を受けている企業は、その水源を譲ろうとはしない。すなわち、水源の融通には受水企業が水源確保にかかる負担の大幅な変更に同意することが不可欠であるため、負担増となる受水企業から了解を得るのは困難であり、したがって、他地区工業用水道事業からの水源の融通も困難である。いずれにせよ、千葉地区工業用水道事業の契約水量を満たすためにハッ場ダム等の水源は必要である。

(3) 千葉県企業庁の水需要予測については、被告らの準備書面（20）で述べたとおり、「千葉県の長期水需給」における工業用水の推計値とその後の実績値との間に差があったとしても、千葉地区工業用水道事業の契約水量を満たすためにはハッ場ダム等の水源は必要なのであり、前記第1の2（1）（5頁）及び上記1（11頁）で述べたとおり、工業用水は契約水量に基づいて水源を確保するものであつて、工業用水の水需要予測は、そもそもハッ場ダム等の新規開発水源への参画とは関係がないのである。

ちなみに、上記2（11・12頁）の平成20年工水推計の推計値（平成27年度1日最大給水量約103万1000m³/日）は、平成14年8月に千葉県企業庁が回答した推計値（乙267号証）及びこれに基づく平成15年1月に千葉県水政課が作成した「千葉県の長期水需給」における平成27年度の推計値（1日最大給水量約108万8000m³/日。乙342号証の2の10頁）より減少するものの、他方で千葉県企業庁が確保した水源量（給水量ベースで約115万1000m³/日。乙345号証表14及び乙344号証の2表22の各県営工業用水道計）については、前記第1の2（1）（5頁）で述べた、国が第5次フルプラン等で示した利根川水系上

流ダム等の安定供給可能量の低下により、実質的な供給量は約115万1000m³/日から約13万4000m³/日低下して、約101万7000m³/日になると見込まれ（乙344号証の2表24）、平成20年工水推計の上記1日最大給水量（需要量）（平成27年度約103万1000m³/日、平成32年度約104万3000m³/日）に対し不足すると見込まれている。このように、千葉県企業庁の新しい工業用水全体の水需要予測から検討しても、八ッ場ダム開発水量を含め現在確保している水源約115万1000m³/日は必要といえるのである。

また、千葉県企業庁の工業用水の契約水量からみると、現在の契約水量は県全体で109万9000m³/日であるが、安定供給可能量の低下により、上記の実質的な供給量約101万7000m³/日は、この契約水量に対しても不足することとなる。

このように、千葉県企業庁の工業用水全体の視点から見ても、現在確保している八ッ場ダム等の新規水源開発は必要といえるのである。

(4) なお、千葉県企業庁では、平成20年3月に今後10年間を見据えた工業用水道事業のあるべき姿の実現を目指して「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」（以下「工水長期ビジョン」という。甲54号証）を策定し、これと同時に、工水長期ビジョンに掲げた工業用水道事業のあるべき姿の実現のための行動計画として、計画期間を平成20年度から平成24年度の5年間とする「千葉県工業用水道事業中期経営計画」（以下「工水中期経営計画」という。甲55号証）を策定した。

その中で、経営健全化に向けた取り組みとして、千葉関連4地区工業用水道事業（千葉地区工業用水道事業、五井市原地区工業用水道事業、五井姉崎地区工業用水道事業及び房総臨海地区工業用水道事業。以下「千葉関連4地区」という。）では、末端の管路が相互に接続されて地区間の水運用が可能であるため、効率的水運用を行うことにより経費の節減を図ることとしている（甲54号証11頁）。

この効率的水運用は、実現が困難な水源の融通（上記3（2）（12・13頁））を伴うものではなく、必要な水量を今まで各地区単独で浄水処理していたものを、千葉関連4地区において共同で浄水処理して給水しようとするものである。千葉県企業庁が工水長期ビジョン及び工水中期経営計画で示している効率的水運用は、工業用水の供給量に合わせて最も効率的、経済的な給水方法を行う「運用」にとどまるものであり、千葉関連4地区の水源量や給水能力を変更するものではない。

以上